

大津市の入湯税の制度概要

入湯税とは	<p>鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるために、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯に対して課税される目的税です。</p>
納税義務者	<p>鉱泉浴場の入湯客</p>
課税されない方	<p>① 年齢12歳未満の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方 ③ 地域住民の福祉の向上を図るため、地方公共団体等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する方 ④ 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低いものとして規則で定める金額（1,000円（消費税額及び地方消費税額を除く。））以下のものに入湯する方 ⑤ 学校教育の一環として行われる行事に参加する場合において入湯する方</p>
税 率	<p>① 宿泊客 1人1泊につき 150円 ② 日帰り客 1人1日につき 50円</p>
徴収の方法	<p>特別徴収の方法（鉱泉浴場の経営者の方を特別徴収義務者として、入湯客が納める入湯税を徴収していただく方法）により徴収します。</p>
特別徴収義務者	<p>鉱泉浴場の経営者</p>
特別徴収の手続 （申告・納付）	<p>特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を大津市に提出するとともに、納入金を大津市に納入して下さい。</p>
特別徴収義務者の申告	<p>① 鉱泉浴場（温泉施設）を經營しようとする方は、經營を開始する前日までに、必要な事項を記入した經營申告書を大津市に提出して下さい。 ② 提出した經營申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記入した經營申告書を大津市に提出して下さい。</p>
帳簿記載義務等	<p>特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び税額その他必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存して下さい。</p>